

令和8年度自動販売機設置事業者募集要項

高砂市生活環境部エコクリーンピアはりまが行う令和8年度の自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項を御承知の上、お申込みください。

1 応募物件

物件番号	所在地	設置場所	外形寸法上限 (幅×奥行き)	台数	最低使用料 (税込み・年額)
1	高砂市梅井6丁目 1番1号	エコクリーンピアはりま 管理棟1階エン トランスホール	自販機 1.25×0.8m	1台	8,100円

- 設置場所は、自動販売機設置位置図のとおり。
- 外形寸法上限には、放熱スペース等を含みます。
- 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。
 - 高砂市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 高砂市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 落札者が高砂市と契約を締結すること又は高砂市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により高砂市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 正当な理由がなくて高砂市との契約を履行しなかった者
 - アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないものを契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - 成年被後見人
 - 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 破産者で復権を得ないもの
 - カ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた者でないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による更生又は再生の手続をしている者でないこと。
 - (6) 国税及び高砂市市税に係る徴収金を滞納していない者であること。
 - (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合については、該当する許認可等を受けている者であること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

ア 使用許可の期間等

令和8年8月1日から令和9年7月31日までとします。ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと高砂市が判断する場合は、当初高砂市が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初の許可から3年を限度に引き続き使用許可をすることができます。この場合においては、毎年度、使用許可の申請が必要です。

イ 使用料

高砂市が設定する最低使用料以上で有効な申込みがあった者のうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

使用料は、高砂市が発行する納入通知書により、高砂市が指定する期限までに全額を納入してください。

ウ 必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含む。）、維持管理等に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とします。

エ 設置条件

設置する自動販売機は、自動販売機設置位置図に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- イ 使用許可期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと。
- ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、高砂市の指示に従うこと。
- オ 酒類及びたばこの販売は行わないこと。
- カ 販売品目は清涼飲料水（乳飲料を含む。）とし、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。
- キ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

物件番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、缶、ペットボトル等の密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。

- ク 省エネ・ノンフロン対応機とすること。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収及び処分をすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。
- エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 使用許可の取消し及び変更

高砂市が、許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することがあります。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了し、又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を高砂市に請求することができません。

(6) 売上数量・金額の報告

設置事業者は、毎月の売上数量及び金額を書面により、翌月末日までに高砂市に報告してください。

4 参考データ

年間売上本数（令和6年度及び令和7年度実績）

別紙のとおり

エコクリーンピアはりま職員数（令和8年4月時点） 29人

来庁者数（令和7年度） 3,500人／年 程度

5 応募申込手続

(1) 申込方法（持参に限る）

申込受付期間 令和8年6月15日（月）から令和8年6月30日（火）まで

（なお、土曜日、日曜日、及び祝日は、受付を行いません。）

【午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで】

提出先：高砂市梅井6丁目1番1号

高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま

(2) 必要書類

ア 応募申込書（様式1） 1部

イ 応募価格提案書（様式2） 1部

ウ 誓約書（様式3） 1部

エ 販売品目一覧表（様式4） 1部

オ 国税及び高砂市市税の未納がないことの証明書（写し可） 1部

（ア） 国税にあつては、納税証明書（個人にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3、電子納税証明書は不可）

（イ） 高砂市市税にあつては、市税完納証明書

※ いずれの証明書も、申請日から3か月以内に発行されたものに限りません。

カ 3(2)イに係る許認可等の免許証の写し

(3) 書類の提出方法

応募価格提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をし、封印（申込印）するとともに、その封筒の表面にあて名、物件番号、日付及び申込者名を黒又は青の油性ボールペンで記入し、応募申込書その他必要書類を添えて、持参することにより提出してください（下図記載例参照）。

(4) その他

電話、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

応募価格提案書記載例

(1物件につき1封)

表	高砂市長 都倉 達殊 様
	物 件 番 号 ○
	令和〇〇年〇月〇日
	株式会社〇〇〇〇
裏	封印
	のりづけする

6 設置事業者の決定

(1) 提出された応募書類の審査を行い、高砂市が設定する最低使用料以上で、かつ、最高の応募価格で申込みを行った者を設置事業者とします。

なお、販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(2) 最高となるべき応募価格での申込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。ただし、当該応募者が、諸般の事情により、高砂市が指定する日時及び場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(3) 設置事業者の決定は、令和8年7月7日（火）の予定です。また、設置事業者を決定した場合は、応募者に通知するとともに、高砂市ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載します。

7 使用許可の申請手続

設置事業者に決定した者は、令和8年7月17日（金）までに、行政財産使用許可申請書を高砂市生活環境部エコクリーンピアはりまに提出してください。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

9 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

10 問い合わせ先

高砂市梅井6丁目1番1号

高砂市生活環境部エコクリーンピアはりま（長尾・西塾）

電 話：079-448-5260

F a x：079-448-5338

メール：tact3420@city.takasago.lg.jp